

鋸南町ふるさと納税業務委託プロポーザル募集要項

1. 目的

鋸南町（以下「町」という。）では、平成20年度からふるさと納税制度を活用し、鋸南町豊かなまちづくり寄附金を募集している。令和6年度に過去最高となる寄附金額となったが、令和7年度は減少しており、リピーターの確保やポータルサイトの充実、返礼品の新規開発など寄附金額の増額に向けた取り組みが必要となっている。

そこで、ふるさと納税に関する豊富な経験と知識を有する事業者に委託することで、町の特産品や魅力をより広くPRするとともに、地域経済の活性化に寄与し、寄附金額の増額を目的として、事業者の募集を行う。

2. 業務の概要

(1) 業 務 名 鋸南町ふるさと納税業務委託

(2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履 行 期 間 令和9年4月1日～令和12年3月31日

(4) 見積限度額 寄附金額の6.5%に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

ア 見積金額は1年間あたりで寄附件数1,500件、寄附金額5,000万円と仮定した場合の金額とする。

イ 業務の実施に際して必要とする経費は、受託者の負担とする。ただし、返礼品の調達費用及び送付費用、寄附金受領証明書等の送付に係る郵送料、町が別途契約するポータルサイトの使用料、クレジットカード等の決済手数料は町が負担するものとし、見積金額に含まないものとする。

ウ 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費、履行開始までの準備期間に発生する費用は、契約金額に含まれるものとし、町は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

本業務は町のふるさと納税に関する業務を一括して委託するものである。

このため、受託候補者の選定にあたっては、豊富な経験と知識を有する事業者から幅広い提案を募集し、業務の目的を達成するための必要な分析力、企画力を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、より良い事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件を満たす単体企業またはその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

（１）参加資格

ア 他自治体において、ふるさと納税に係る業務（業務内容は仕様書の「５．業務内容」に掲げるもの）を一括して受託した実績があること。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

ウ 本公募開始日から契約締結日までに、町から指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者または本公募開始日前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ク 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

（２）共同企業体の資格

ア 共同企業体の場合、構成員の数は２者以上とする。

イ 代表企業は「４．参加資格（１）参加資格」のすべてを満たし、その構成員は「４．参加資格（１）参加資格イからク」の資格を満たす者であること。

ウ 代表企業は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、他の参加者の構成員を兼ねていないこと。

5. 日程

項 目	日 程
(1) 募集要項の公表	令和8年8月21日(金)
(2) 質問受付期間	令和8年8月21日(金)～令和8年9月4日(金)
(3) 質問回答期限	令和8年9月9日(水)
(4) 参加表明書提出期間	令和8年9月9日(水)～令和8年9月24日(木)
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年9月28日(月)
(6) 企画提案書提出期間	令和8年9月28日(月)～令和8年10月13日(火)
(7) プレゼンテーション審査	令和8年10月 下旬(日時は、後日提案者に通知)
(8) 審査結果通知	令和8年10月 下旬(予定)

6. 質問書の受付及び回答

(1) 質問

ア 受付期間

令和8年8月21日(金)から令和8年9月4日(金)

イ 受付方法

質問書(様式1)に質問事項を記載の上、電子メールにより送信すること。ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。

ウ 提出先

鋸南町総務企画課企画財政室ふるさと納税係メールアドレス
furusato@town.kyonan.chiba.jp

受信確認のため、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、すべてを取りまとめた上で、一括して令和8年9月9日(水)午後5時までに町ホームページに掲載する。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和8年9月9日(水)から令和8年9月24日(木)まで
上記期間の午前9時から午後4時30分まで

(2) 提出場所

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458
鋸南町総務企画課企画財政室

(3) 提出方法

直接持参または郵送(提出期間内に必着)

郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類

- ア 参加表明書（様式２）
- イ 誓約書（様式３）
- ウ 会社概要（様式任意、共同企業体の場合は、構成員すべての分）
名称、所在地、代表者名、設立年月日、資本金、売上高（直近決算額）、従業員数、事業内容、サポート拠点がわかるように記載すること。
- エ 業務実績調書（様式４）
 - ※共同企業体の場合は次の書類を添付すること。
 - ①構成企業の内容等（様式８）
 - ②共同企業体協定書（様式任意）
 - ※鋸南町競争入札参加資格者名簿に未登載の者は次の書類を添付すること。（共同企業体の場合は、構成員すべての分）
 - ①納税証明書
法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明または未納がないことを証明した書類。
 - ②法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ③印鑑証明書
 - ④決算報告書（直近３年度分の財務諸表）
- （５）参加資格確認結果の通知
参加表明書の提出があったすべての者について資格審査を行い、参加資格の可否を電子メールで通知する。

8. 企画提案書等の提出

- （１）提出期間
令和８年９月２８日（月）～令和８年１０月１２日（月）まで
上記期間の午前９時から午後４時３０分まで
- （２）提出場所
〒２９９－２１９２ 千葉県安房郡鋸南町下佐久間３４５８
鋸南町総務企画課企画財政室
- （３）提出方法
直接持参または郵送（提出期間内に必着）
郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。
- （４）提出書類
 - ア 企画提案書
別紙「企画提案書作成要領」に基づき、提案内容を記載すること。
 - ①企画提案書表紙（様式５）

②業務実施体制（様式任意）

③企画提案（様式任意）

イ ポータルサイトに関する調書（様式6）

ウ 見積書（様式7）

（5）提出部数

8部（正本1部・副本7部）及び提出書類の電子データ

（6）留意事項

ア 提出する書類は、A4判、表紙及び目次を含めずに20ページ以内で作成すること。やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算する。

イ 提出後の提案書の差替え、追加等は不可とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出された書類は公表する場合がある。ただし、町と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。

オ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は本業務の範囲において公表する場合、その他町が必要と認める場合、提案書が無償で利用できるものとする。また、提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。

カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9. 選定方法

鋸南町ふるさと納税業務委託事業者選定委員会において、提案者から提出された企画提案書等の各種書類及びプレゼンテーション審査により評価する。また、評価方法は、選定基準に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の日程等の詳細は、後日提案者に通知する。

また、応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。

（1）選定基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

ア 評価点数が60点を超える者の中から最も評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。次に評価の高い提案者を次点交渉権者として選定する。なお、提案者が1者の場合は、評価点数が60点を超える者を優先交渉権者として選定する。

イ 最高得点の者が複数いる場合は、選定委員の協議により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

（3）選定結果の通知

選定結果は、すべての提案者に対し、書面で通知するとともに、町ホームページで

公表する。

10. 契約

- (1) 優先交渉権者との協議が整い次第、速やかに単価契約による委託契約を締結する。
なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更をすることがある。
- (2) 優先交渉権者が契約を辞退した場合または参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、次点交渉権者を新たな優先交渉権者とする。

11. その他

(1) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 本プロポーザルの期間中に「4. 参加資格」に規定する参加資格を失った場合。
- イ 提出した書類等に虚偽の内容が記載されていると判断した場合。
- ウ 著しく信義に反する行為を起こした場合。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- オ その他選定委員会が不適格と認めた場合。

(2) 全般的な留意事項

- ア 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- イ 本プロポーザルに関する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ウ 選定のため必要と認める場合に限り、追加書類の提出を求める場合がある。
- エ 本プロポーザルに参加する者は、優先交渉権者の選定後において、本募集要項及び仕様書、募集関係書類の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(3) 業務の再委託

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

(4) 問い合わせ先

鋸南町総務企画課企画財政室ふるさと納税係

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

電話番号 0470-55-4801 FAX番号 0470-55-1342

E-mail furusato@town.kyonan.chiba.jp